

覚 書

表題 松戸市五香南二丁目9-22の一部・9-19の一部・9-20・9-21

表題土地について、現在、松戸市五香南9-22・9-19未入居物件の売却にあたり道路の確定測量、分筆、地目変更を甲が測量会社へ発注した時点で甲は乙・丙に対し道路協力費用として各々へ金1,500,000円以上を支払う事で合意した。

尚、甲の所有権が万が一、第三者へ変わった場合に於いても支払いの効力は継承する

①道路の測量・分筆・地目変更等全て費用は甲が支払う

②表題の土地を1筆へ合筆するために測量業者へ甲は依頼し書類等の市役所・法務局へ書類の提出等は甲・乙・丙が協力する

③合筆後の地目については原則、公衆用道路とする

平成 〆 / 年 〆 月 〆 日

所有者 松戸市五香南二丁目9-19・9-22

甲 住 所

氏 名

所有者 松戸市五香南二丁目9-20

乙 住 所

氏 名

所有者 松戸市五香南二丁目9-21

丙 住 所

氏 名